◆事業計画

平成28年度事業計画

「JWセンター」は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、広報事業等の各種事業を実施する。

Ⅰ　電子マニフェスト事業

平成 28 年度は、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（利用割合を平成 28 年度に 50%とする）の達成を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成 25 年 10 月）」を踏まえ、国の目標を念頭において策定した「電子マニフェスト事業中期計画（計画期間：平成 27 ～ 29 年度）」に基づき、各種の取組みを積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

1.　平成28年度電子マニフェスト普及見通し

区分／年度	加入者数							マニフェスト年間登録件数（電子化率）（※）
	排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成27年度実績見込み	3,550	16,800	95,000	115,350	15,500	7,800	138,650	21,250,000 (43%)
平成28年度見通し	3,650	18,200	105,000	126,850	16,500	8,200	151,550	23,300,000 (47%)

（※）年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2.　電子マニフェストの普及促進

中期計画の中間年にあたる平成 28 年度に電子化率 50%というロードマップの目標を念頭に、電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、加入者の経済的負担の軽減を図るとともに、地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

⑴　重点普及対象への普及活動

1）　多量排出事業者への普及促進に優先的に取組むとともに、これを基点としてその委託先処理業者を通じて未加入の排出事業者への普及促進を図る。

2）　ASP 事業者、関係業界団体等と連携して少量排出事業者に対する普及促進を図る。

3）　地方公共団体等の上下水道事業、病院事業や公共工事等における利用促進を図るため、地方公共団体等の廃棄物部局、公共工事等の担当部局等への働きかけを強化する。

4）　処理業者の加入促進を図るため、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会と密接な連携を図りつつ、中間処理業者における 2 次マニフェスト登録の利用促進を図る。

⑵　電子マニフェスト導入説明会

地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会（導入実務研修会、操作体験セミナー、個別導入相談会）の開催を拡充するとともに、インストラクタを増員する。

⑶　広報活動

1）　ホームページの Q&A や導入相談フォームを充実するとともに、電子マニフェスト導入説明会参加者に対するメール等によるフォローアップを充実し、加入促進を図る。

2）　業界別の運用事例等を紹介した普及用ビデオ、運用事例集を作成・配布し、業界別の電子マニフェストの活用方法を紹介することなどにより、排出事業者、処理業者が導入しやすい環境を整備する。

⑷　利便性向上のためのシステムの機能強化

1）　平成 27 年度に運用開始したスマートフォン及びタブレット機器に対応した電子マニフェストシステムの照会機能等の充実を図る（平成 28 年 6 月運用開始予定）。

2）　加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

◆事業計画

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

Ⅱ 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

1） 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

2） 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

3） PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB 講習会」という。） 1 課程

(1) 講習会の開催計画

1） 新規講習会	135 回	13,100 名
2） 更新講習会	159 回	19,700 名
3） 特管責任者講習会	131 回	16,200 名
4） ＰＣＢ講習会	6 回	700 名
計	431 回	49,700 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々 2 回開催する。

(3) インターネット申込みの普及拡大

平成 22 年度以降、順次、導入してきたインターネットによる受講申込みの普及を図るため、インターネットによる受講申込者の受講料の値引き等を実施する。

2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎、管理コース）を都道府県等の協力を得て実施する。また、引き続き、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会（基礎コース・管理コース）	12 回	600 名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2 回	150 名
計	14 回	750 名

Ⅲ 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JW センターで定めた 基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

Ⅳ 調査事業

(1) 産業廃棄物処分施設の維持管理情報等の廃棄物・環境関連情報を有効に活用するシステムの構築を目指した調査を実施する。

(2) ビッグデータとしての電子マニフェスト情報の活用のための調査を実施する。

(3) 資料の収集、国際会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。学会発表等を通

じて広く情報提供を行う。

Ⅴ　国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1)　情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流を進めるとともに、有害廃棄物等廃棄物管理に関する情報交換等を行う。

(2)　政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

Ⅵ　広報事業

1.　JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する話題を提供して産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるための「JW セミナー」及び JW センターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW 懇話会」を各 1 回実施する。

2.　機関誌の発行

ＪWセンターの事業に関する情報誌を発行する。

(1)　発行回数　　年 4 回（季刊）
(2)　配 布 先　　都道府県・政令市、関係団体等

3.　書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1)　廃棄物処理法令（三段対照）・通知集＜平成 28 年版＞
(2)　感染性廃棄物処理マニュアル（平成 24 年 5 月改訂版）
(3)　建設廃棄物適正処理マニュアル（平成 23 年 8 月初版）

4.　ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、講習会事業など JW センターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、JW センター関係者に対して定期的にメールマガジンを送信するなど情報提供を行う。

Ⅶ　その他の公益事業等

1.　全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

(1)　名　　称　第 15 回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
(2)　開 催 日　平成 28 年 11 月 11 日（金）
(3)　場　　所　岡山県岡山市
(4)　主　　催　（公社）全国産業廃棄物連合会
　　（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
　　JW センター

2.　産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第 13 条の 15 第 1 項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成 28 年度出えん要請に基づき、出えんする。

出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3.　情報セキュリティ対策の充実強化

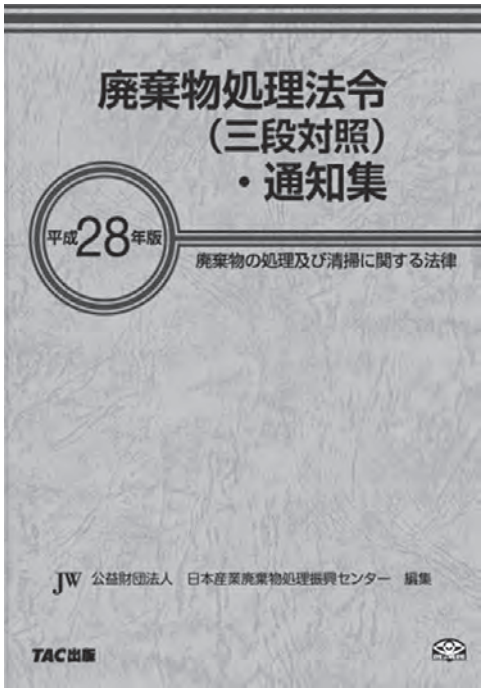
引き続き、情報セキュリティ対策の充実強化を計画的に進めるとともに、外部からの不正アクセスの対応や事業継続計画（BCP）の観点から、JW センターの内部サーバを外部の信頼性の高いクラウドサーバに変更するなど必要な措置を講ずる。

4.　消費税率改正の対応

消費税法改正による消費税率の引上げ（平成 29 年 4 月 1 日適用）に伴い、JW センターが設定する料金等に関する対応を検討し、必要な措置を講ずる。

◆新刊図書のご案内

「平成28年版 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集」の出版



発行日：平成28年4月下旬（予定）
定　価：4,320円（税込）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、「平成 28 年版廃棄物処理法令（三段対照）・通知集」を平成 28 年 4 月下旬に刊行いたします。

ご購入を希望される方は、JW センターホームページ（http://www.jwnet.or.jp/publish）、または書店よりお申込みください。

- **廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則（三段対照）**
 - ※　法律、施行令、施行規則の相互の委任関係を三段対照で分かりやすく表示
 - ※　法律や政省令の改正の際の条文の準用や読替えについて、改正後の条文に整理して収載
- **主要通知集（昭和46年～最新）**
 - ※　産業廃棄物に係る最新の通知、過去（昭和46年～平成28年2月）の通知を厳選して収載
 - ※　放射性物質汚染廃棄物関係の環境省通知のほか、労働安全衛生対策及び電離放射線障害防止規則等に関する厚生労働省通知を収載
- **放射性物質汚染廃棄物関係　主要通知**
 - ※　「災害廃棄物対策」として、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法、放射性物質汚染対処措置法のほか、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置等を収載
- **資料編　○廃棄物処理法における罰則一覧**
 ○廃棄物関連ホームページ一覧　等

◆2016NEW環境展への出展

JW センターは、昨年に引き続き、東京ビッグサイト（有明）で開催される 2016NEW 環境展（N-EXPO 2016 TOKYO）に出展いたします。

期間中は展示ブースにて、実際の電子マニフェストと同じ画面を使用し、来場者自らが登録や報告などの操作体験ができるコーナー、電子マニフェストの円滑な導入や運用に関する相談コーナーを設けているほか、電子マニフェストの新規開発システムを紹介したパネルを展示いたします。

また、JW センターが実施する講習会・研修会に関する情報や感染性廃棄物容器評価等を展示いたします。

皆様のご来場、心よりお待ちしております。

開催時期：平成 28 年 5 月 24 日（火）～ 27 日（金）
午前 10 時～午後 5 時　※最終日のみ午後 4 時まで
会　　場：東京ビッグサイト
※　出展小間番号：東 3 ホール　J2001
主　　催：日報ビジネス㈱
入 場 料：1,000 円（税込）
※　2016NEW 環境展ホームページ（https://www.nippo.co.jp/n-expo016/）で来場者事前登録を行うと入場料が無料になります。



写真　2015年NEW環境展出展の模様

◆「産業廃棄物処理業の海外展開促進セミナー」開催報告
調査部

JW センターは、国内の産業廃棄物処理業者の方々が、東南アジア 7 か国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー）における有害廃棄物処理の展開を促進する上で必要な情報や各国の有害廃棄物処理の現状、課題等を調査する業務「平成 27 年度産業廃棄物処理業の海外展開促進策の基礎的検討調査業務」を、平成 27 年 12 月に、環境省から受託しました。「産業廃棄物処理業の海外展開促進セミナー」は、その業務の一環として、平成 28 年 3 月 14 日（月）に東京（参加者 92 名）で、3 月 16 日（水）に大阪（参加者 53 名）で、表に示す内容で開催されたものです。

表　セミナーの講演内容

講演者	演題
1. DOWAエコシステム㈱ 海外事業推進部 江藤 宏樹　副部長	環境リサイクル事業の海外展開について
2. 日本環境コンサルタント㈱ 倉澤　壮児　代表取締役	コンサルタントからみた産業廃棄物処理業の海外進出の考え方
3. （公財）日本産業廃棄物処理振興センター・ ㈱エックス都市研究所	産業廃棄物処理業の海外展開促進策の基礎的検討調査業務

はじめに、江藤宏樹氏（写真 1）からは、DOWA グループの概要と環境リサイクル事業の展開の歴史、DOWA エコシステムの海外戦略と海外展開事業をご紹介いただくとともに、ご自身のご体験をふまえた環境リサイクル事業を海外展開する上での重要なポイント等をお話しいただきました。特に、人材育成の重要性を強調され、日本人スタッフと現地スタッフの育成の取り組みをご紹介いただきました。また、会場からの海外進出にあたって苦労したことについての質問には、「最終処分場での環境対策、特に臭気対策に苦労したが、住民合意形成ができる努力をねばり強く重ねた」と回答されました。



写真 1　江藤　氏

次に、倉澤壮児氏（写真 2）からは、産業廃棄物処理業の海外進出を支援してきたコンサルタントの立場から、国内の産業廃棄物処理業者が新たに海外進出を行うための留意点や、主に東南アジアでのご自身のご体験をふまえた今後の海外展開支援へのお考え等をお話しいただきました。倉澤氏も現地の人材のことに触れ、政府系企業、民間企業、個人等の現地パートナーを見極め、ネットワークを作ることが重要とのお話がありました。会場からは、海外展開にあたっての必要な情報の入手方法について質問があり、「ターゲットを決めて現地を訪ね、ヒアリング等から自分の足で地道に情報を入手している。また、信頼できる現地パートナーを見出すには、複数の情報源での確認をすることが重要」と、回答されました。



写真 2　倉澤　氏

最後には、調査業務を共同で実施している㈱エックス都市研究所から、調査業務の概要と東南アジアにおける日本の産業廃棄物処理業の海外展開パターン等について紹介しました。有害産業廃棄物処理や有価金属、廃油、廃自動車等の回収が、東南アジアに事業展開する際のパターンであること、2 名の講師も話された現地パートナー企業との連携が必要であること等を報告しました。

セミナーには、産業廃棄物処理業者だけではなく、製造業、建設業等の企業の方からも多数参加いただきました。

◆第18回ＪW懇話会の開催

第 18 回 JW 懇話会を、平成 28 年 3 月 23 日（水）に JW センターの理事と職員が参加して、JW センター内で開催しました。

水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、2013 年に「水銀に関する水俣条約（水俣条約）」が採択され、日本も 2016 年 2 月に締結国になりました。このことをうけ、今回の JW 懇話会では、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 服部麻友子課長補佐から「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策」と題するご講演をいただきました。約 1 時間のご講演では、水俣条約の採択の経緯と内容、水俣条約締結を踏まえた国内対策の概要と水銀廃棄物対策、水銀血圧計等の回収促進等の具体例を紹介いただきました。

ご講演の後には、廃棄物処理法施行令・施行規則の改正における特別管理産業廃棄物に指定される水銀廃棄物の種類、水銀廃棄物の具体的な処理方法、水銀廃棄物を委託処理する際のマニフェストの記載方法等について、参加者から質問があり、水俣条約と水銀廃棄物対策への理解を深める懇話会となりました。

JW センターは、今後の水銀廃棄物に関する法改正や通知等の最新情報を、講習会、セミナー、メールマガジン、ホームページを通して、提供して参ります。

◆センター職員による救命入門コースの受講

平成 28 年 1 月 6 日（水）、2 月 19 日（金）の 2 日間に分け、麹町消防署において JW センター職員 23 名が、救命入門コースを受講し、AED（自動体外式除細動器）等を利用した応急手当に関する知識と技術の習得に取組みました。

当講習では、応急手当の重要性について講義を受けた後、救命処置の実技として、トレーニング用のマネキンを使い、胸骨圧迫、人口呼吸等の方法を学ぶとともに、実際の AED を使用して操作方法等について学習いたしました。

JW センターでは、今後も継続して職員の救命措置等の知識の向上に努め、講習会等の運営体制の充実に取組んで参ります。



◆センター職員を対象とした情報セキュリティ研修会の開催

JW センターでは、平成 27 年 12 月 21 日（月）、22 日（火）に、センターの全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を開催しました。

研修会は、外部の専門家を講師として招き、以下の内容に関する講義が行われました。講義では実際のサイバー攻撃に使用された電子メール（サンプル）の具体的な解説があり、各職員が日々の業務の中で注意するべき事項を再認識する良い機会となりました。

＜情報セキュリティ研修会の内容＞

① サイバー攻撃の動向
② 電子メールによるサイバー攻撃の仕組み
③ 情報通信技術を使用しない情報窃盗
④ 情報セキュリティ対策（上記①～③に有効な対策）
⑤ 事故事例の紹介、当該事例発生時の有効な対策の解説

また、平成 27 年 11 月と平成 28 年 1 月の計 2 回、全職員を対象とした不審メール対策訓練を実施しました。訓練では、疑似的な不審メールを全職員に送付し、メールの開封等の不適切な対応の状況を把握するとともに、不審メール攻撃の疑似体験を通じて全職員の理解を促すことを目的とした訓練です。

当センターでは、所有する情報資産を保護するために、今後も継続して情報セキュリティ対策の向上に努めて参ります。

◆お知らせ・人事

人事

日付	新職名	氏名	旧職名
平成28年3月1日	採用　総務部（臨時職員）	佐野　佐和子	—
平成28年3月31日	退職	谷川　昇	調査部長
	退職	樫村　広秋	教育研修部　参与
	退職	山田　正二	教育研修部　参与
	退職	丸山　雅明	教育研修部　参与
	退職	木村　直子	総務部　広報室　主任
	退職	樫村　しおり	総務部（臨時職員）
平成28年4月1日	調査部長	土屋　正史	教育研修部長
	情報処理センター　業務推進部長	中川　健一	総務部付 （環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課　環境専門調査員）
	教育研修部　部長代理	山岡　亮一	情報処理センター　業務推進部　部長代理
	総務部　広報室長・監査業務室長（併任）	田中　秀治	教育研修部　教務室長
	教育研修部　教務室長	藤原　博良	総務部　広報室長・監査業務室長（併任）
	総務部　主幹	清和　麗	教育研修部　主任
	総務部付 （環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課　環境専門調査員）	鶴島　亨	情報処理センター　業務推進部　主任
	教育研修部　主任	濱田　義久	総務部　主任
	情報処理センター　業務推進部　主任	佐藤　明子	情報処理センター　業務推進部
	情報処理センター　業務推進部　主任	佐々木　基了	調査部
	教育研修部　主任	三浦　史織	教育研修部
	情報処理センター　システム開発運用部　主任	大久保　伸	教育研修部
	教育研修部	武田　雄志	情報処理センター　システム開発運用部
	採用　教育研修部　参与	川添　義明	—
	採用　教育研修部　参与	伊藤　秀明	—
	採用　調査部　技術参与	谷川　昇	—
	採用　調査部	高嶋　今日子	—